

特 集

## 山口県立大学社会福祉学部における地域を基盤とした精神保健福祉士養成への取り組みに関する一考察

—実習教育のさらなる充実に向けて—

高木健志

Takeshi TAKAKI

宮崎まさ江

Masae MIYAZAKI

### 要旨

山口県立大学（以下、本学とする）は、「人間性の尊重」「生活者の視点の重視」「地域社会との共生」「国際化への対応」の4つを教育理念として掲げている。さらに、筆者が所属する社会福祉学部（以下、本学部とする）は、地域社会における多様な福祉ニーズに対応できる広い視野と専門知識を有するとともに、福祉に関する問題解決に向けた実践力を兼ね備えた人材の育成を目的としている。

本稿では、これまでの精神保健福祉士養成の取り組みについてふり返ったうえで、リカバリー志向に基づく地域ベースの支援を担うことができるような人材の養成・育成のための教育が重要になると考えている。そのために、事前・事後指導のさらなる充実を目指した実習教育の構築について検討を試みた。

キーワード：地域を基盤とした実践力、精神保健福祉士、養成教育

### はじめに

山口県立大学（以下、本学とする）は、「人間性の尊重」「生活者の視点の重視」「地域社会との共生」「国際化への対応」の4つを教育理念として掲げ、地域の要望に応えることができる「地域貢献型大学」を目指して日々県民の健康や文化の分野で専門的教育に取り組んでいる。さらに、筆者が所属する社会福祉学部（以下、本学部とする）は、地域社会における多様な福祉ニーズに対応できる広い視野と専門知識を有するとともに、福祉に関する問題解決に向けた実践力を兼ね備えた人材の育成を目的としている。

1994（平成6）年の本学部開設以来、社会福祉士養成に取り組んできたが、2006（平成18）年度入学生より精神保健福祉士養成をスタートさせ

ている。精神保健福祉士養成にあたっては、精神保健福祉士法に示されている教育内容を踏まえたうえで、「さまざまな社会福祉ニーズに柔軟に対応できる専門知識や技術を身につけ、豊かな人間性と人権感覚を備えた社会福祉専門職を養成することである。精神保健福祉に関連するさまざまな機関・施設を含めた“地域”を基盤として、精神障害者の生活を支える社会福祉実践力を身につけた精神保健福祉士育成を目指す」という目標を掲げている。このことは、本学の地域との共生という教育理念に基づくことから、本学部では、地域を基盤とした精神保健福祉士養成を目標として取り組んでいるところである。

他方、今日、わが国の精神保健福祉施策は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という考え方の

もと、地域での生活支援、地域への移行と定着が展開されている。また、社会の変化に伴い、精神保健福祉士に求められる役割も変化してきたことから、高い専門性を担保できるような人材育成についての検討が、2007（平成19）年から「今後の精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」として行われてきた。その後の精神保健福祉士法の一部改正によって、これからの時代における精神保健福祉士養成のあり方が示されている。

そこで、本稿では、わが国の近年の精神保健福祉施策の動向、精神保健福祉士養成における実習教育のあり方について、そして、本学部における精神保健福祉士養成教育についての検討をした。

## 1 近年のわが国の精神保健福祉施策の動向について

精神病患者監護法以後、わが国の精神保健福祉施策は、長きにわたって医療を中心とした施策が展開されてきた歴史がある。しかし、人権意識の高まりや、社会福祉基礎構造改革等施策の流れのなかで、わが国の精神保健福祉施策が大きくシフトしている時代となった。なかでも、2004（平成16）年に策定された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」では、わが国の今後の精神保健福祉施策の方向性として「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方が示され、それに基づき、さまざまな施策が展開されることとなった。この改革ビジョンでは、精神病床の機能分化や精神障害者の地域生活支援の強化によって、10年後を目処に受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の解消が目指されることとなった。

2006（平成18）年に施行された「障害者自立支援法」では、障害種別にかかわらず一元的にサービスが提供される仕組みとなり、障害福祉計画で退院可能な精神障害者の目標値を立て、そのために必要な福祉サービスの整備目標値が設定されるといったように地域生活支援のための方策が講じられていくこととなった。精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律も同年に一部改正され、市町村に精神保健福祉相談員を置くことができるも

のとされるなど、精神障害者の適切な地域医療等の確保を図るための見直しが行われた。

2008（平成20）年度には「精神障害者地域移行支援特別対策事業」が実施され、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院支援や地域生活支援を行う地域移行推進員を相談支援事業所等に配置して、地域生活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターを配置することによって、精神障害者の地域生活への移行を推進するための支援策が講じられていった。同年の診療報酬改定では、なかでも、病院の地域移行への取り組みの評価が行われるなどの改訂が実施されている。

2010（平成22）年度には、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」に、精神障害者地域移行・地域定着支援事業としてピアサポートの活用が盛り込まれて拡充され、さらに、2011（平成23）年度には、「精神障害者アウトリーチ（訪問支援）推進事業」として展開されるようになった。

このように、地域生活中心へということを実現させていくための環境が整いつつある。一方で、入院の長期化による患者の高齢化、精神障害者家族への支援なども引き続きの課題であり、特に、長期入院患者の退院支援に関する研究の蓄積などは、今後の地域移行・地域定着支援を展開していくうえでも重要となるといえる。また、自殺対策や急増する認知症高齢者への対応、発達障害者支援やうつ病への対応など、わが国の精神保健福祉の状況はめまぐるしく変化しており、これに伴って精神保健福祉の実践において重要な役割を期待される精神保健福祉士の活躍の場は拡大している。

そこで、次項では、役割が期待される精神保健福祉士養成の今後の動向について、触れていくこととする。

## 2 精神保健福祉士養成教育の動向について

今日のわが国の精神保健福祉施策の状況は、これまでの取り組みに加えて、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関

する法律や自殺対策基本法、発達障害者支援法といった法の施行や時代の要請とともに大きく変化しており、精神保健福祉士に求められる役割や期待も変化してきている状況にある。これをうけて、「今後の精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」が、2007（平成19）年からはじまり、時代の要請に応え得る精神保健福祉士の高い専門性を担保できるような養成や人材育成の在り方について検討された。

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会の中間報告（2009年）では、精神保健福祉士が求められる役割を遂行するために必要となる知識及び技術として「医療機関等における専門治療の特徴を踏まえ、関係職種と連携・協働する専門的知識及び技術」をはじめ7つの項目が挙げられ、精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しの方向性が示された。その後、2010（平成22）年に精神保健福祉士法の改正が行われ、翌年に厚生労働省から、新たな精神保健福祉士養成教育カリキュラムが示された。

この新たなカリキュラム<sup>1)</sup>では、「養成施設における教育時間数を拡充すること」「教育カリキュラムの構成は、共通科目（社会福祉士）の枠組みに準拠しつつ、精神保健福祉士に特化する知識と技術の科目群を加え、精神保健福祉士に必要とされる科目を明確化し、教育すべき内容を網羅すること」「教育内容（シラバス）については、詳細な内容は国家試験の出題基準の中で網羅的に反映させること」などが、その要点となっている。なかでも、実習については、精神科病院等の医療機関と、地域の障害者支援事業所等の両方の実習が必須とされ、実習で学ぶべき内容についても充実されることとなった。

この新たなカリキュラムでは、精神保健福祉士の専門性の確保の観点から、精神科病院等と地域の施設等の両方で行うことが不可欠であるという理由で、実習時間が210時間に拡充される方向が示された。さらに、精神科医療機関等で90時間以上実習を行うことを必須としており、実習で経験すべき内容についても充実させることとなる。

また、実習内容、実習指導体制、実習中のリスク管理等については、実習先との間で十分に協議していくことが必要になる。具体的には、学生が実習期間中に患者を担当するにあたっての倫理的配慮に関するさまざまな環境の整備を含めた実習指導に関する指導マニュアルの作成等が検討課題として考えられている。

このように、精神保健福祉士養成については、これからますます大学と実習機関、実習指導者との関係が重要となり、精神保健福祉士の教育内容も進展していくこととなる。

### 3 精神保健福祉士養成における実習教育の重要性

精神保健福祉士養成における新たなカリキュラムのなかに、履修すべき指定科目の一つとして「精神保健福祉援助実習」がある。本科目は、精神保健福祉士法が施行され、養成のためのカリキュラムが厚生省（当時）より示された当初から、人材育成・実践教育のための主要科目の一つとして、注目されてきた。精神保健福祉士法の成立から16年が経過した現在、この度の法改正によって、さらに実践力の高い精神保健福祉士の養成が強調されるような時代状況において、本科目の意義、位置づけは、より大きなものになっているといえる。

「精神保健福祉援助実習」は、それまで講義等で学んできた理論を、実践現場において総合的、包括的に理解していく過程であり、このことは、「現場での実習において、これまで学んできた理論知が、経験知、暗黙知に織り込まれることによって、意識することなく実践の中で活用できる力を習得する」と、伊東秀幸は整理している<sup>2)</sup>。さらに、伊東は、「実習は、実践をもとに理論化された精神保健福祉援助理論や障害者等の相談援助にかかる専門的知識と技術について、実践現場において具体的かつ实际的に理解し体得する機会」と述べ、そのめざすところは、「これまでの『知る』『わかる』というレベルから『実行する』『できる』レベルに移行すること、すなわち、頭で考えてから動くというのではなく体が自然に動くようにな

ること」と述べている<sup>3)</sup>。また、「一方で実習は、精神障害者との交流等を通して精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活実態や生活上の課題について把握する機会」でもあると述べ、「教員から語られる精神障害者の実態」は、「学生にとっては想像の世界」にすぎず、学生は、実習の場で「精神障害者自らの語り」によって初めてその実態を知るという「リアリティの世界」を実感することで、教員の語りを介するそれとは「全く異なる響き」を学生のなかに生じさせる、と述べている<sup>4)</sup>。まさにこれが、「精神保健福祉援助実習」の科目ならではの学びであろうと、筆者は考える。

2013（平成24）年度からの新たなカリキュラムにおいては、実習科目は、「精神保健福祉援助実習指導」と「精神保健福祉援助実習」に区分され、前者は事前の準備と事後学習、後者はいわゆる配属実習ということで、この点が、本科目における大きな変更点となった。それ以外にも、実習・演習を教授する養成校の教員に対して、または、配属実習を受け入れる実習指導者に対して、それぞれ一定の要件が設けられたり、配属実習の時間数の拡充や実習施設、巡回指導についての変更が行われたりした。

筆者は、実際に、精神保健福祉士課程に所属する学生たちを社会に送り出してきて、精神保健福祉士法の成立当初より強調されている科目の一つである「精神保健福祉援助実習」が与える影響の大きさについて、実感しているところである。学生は、配属実習に参加する前と後では、個人差があるものの、その行動面、心理面において、変化・発達・成長があるという印象<sup>5)</sup>は、未だ明文化には至っていないが、確かなものになりつつある。今後、この点については、別の機会にて検討することとしたい。

このように、「精神保健福祉援助実習」が、伊東による、「学びの場から実践の場への架け橋」<sup>6)</sup>であるとすれば、本学部における学生の実習体験もそうであるように、学生は、その機会をとおして自己覚知をし、専門職としての適性を考えるこ

とになるのである。

以上のことから、「精神保健福祉援助実習」は、理論と実践を統合的に学びながら、精神保健福祉領域におけるソーシャルワークを修得する機会となり、学生にとっては、精神保健福祉士の専門性を目の当たりにし、肌で感じることでできる重要な場となっている。精神保健福祉士の実践力を身につけるためのファースト・ステップにおいては、実習指導者の指導を受けながら自己覚知をしっかりと行うことが前提になるように思う。そのうえで、次の段階へとステップ・アップしていくことになるのであろうが、その重要性を身をもって体験し、実感することのできる唯一の場が、実習であるといえる。

#### 4 本学部における精神保健福祉士養成の取り組みについて

本学部では精神保健福祉士の養成から5年が経とうとしている。しかし、全国的にみると、精神保健福祉士を養成する大学としては新しい位置づけとなろう。

この度の法改正によって、新たなカリキュラムが示されているが、本項では、これまでの本学部での精神保健福祉士養成の取り組みについて触れていきたい。

以下、本学部が取り組む「精神保健福祉援助実習（開講名：ソーシャルワーク実習Ⅲ）」の特徴について、まとめてみたい。

本学部の精神保健福祉士養成は、社会福祉士に関する講義、演習、実習指導、実習を学んだ上で、精神保健福祉士の講義、演習、実習指導、実習を学ぶという仕組みになっている。「ソーシャルワーク実習Ⅲ」は、4年生前期に180時間以上の実習を行うこととしており、実習期間中には、巡回指導ならびに帰校日指導を実施している。現状では、山口県下の精神科医療機関を中心とした実習機関で、学生は180時間以上の実習を実施している。これは、本学部で「ソーシャルワーク実習Ⅲ」を履修する学生は、社会福祉士養成に関する講義、演習、実習指導、実習を学んでいることか

ら、180時間以上の連続した実習が効果的であると、本学部内で検討していたときに考えたからであった。

特徴の一つに、実習マニュアル作成委員会による『ソーシャルワーク実習ハンドブック』<sup>7)</sup>の作成が挙げられる。2006(平成18)年度に熟練の実習指導者を委員長として、山口県下で活躍している実習指導者と、本学部で実習教育にかかわる教員とで構成された、「実習マニュアル作成委員会(以下、委員会)」を立ち上げた。委員会では、協議の機会を設けながら、実習で目指す目標やチェックリスト、実習記録様式や評価票様式の開発、実習指導者が活用できるような実習プログラムのモデル案の作成を行っていった。なかでも、「さまざまな社会福祉ニーズに柔軟に対応できる専門知識や技術を身につけ、豊かな人間性と人権感覚を備えた社会福祉専門職を養成することを目的とする。精神保健福祉に関連するさまざまな機関・施設を含めた“地域”を基盤として、精神障害者の生活を支える社会福祉実践力を身につけた精神保健福祉士育成を目指す」という本学部における精神保健福祉士養成の目標を、実習指導者と本学部教員との協働で検討できたことは、大変意義深いものとなった。

次に、巡回指導が挙げられる。「ソーシャルワーク実習Ⅲ」では、巡回担当教員による巡回指導を、週に1回の頻度で実施しているため、実習期間中に合計4回程度巡回している。

これは、実習機関での実習体験や実習指導者の指導とあわせて、巡回担当教員による巡回指導も、実習における効果的な学びを促進するという項目の一つとして位置づける、という考えから行っている。また、4回の実習巡回については、それぞれ、実習の進捗状況の予想に沿って、一定の目的を考えていた。つまり、第1週目の巡回は、実習機関・指導者との調整と実習生の総合的指導、第2週目の巡回では、実習指導者様と実習生、担当教員同席による中間的な反省会の開催(予定)、その後、帰校日を経て、第3週目巡回では、実習機関・指導者との調整と実習生の総合的指導、第4週目の

巡回では、実習指導者様と実習生、担当教員同席による最終的な反省会の開催(予定)、を各回の巡回指導の目的としている。

表1 実習巡回に関する目的について

	目 的
1 週目	実習機関・指導者との調整と実習生の総合的指導
2 週目	3者合同の中間的な反省会の開催
3 週目	実習機関・指導者との調整と実習生の総合的指導
4 週目	3者合同の最終的な反省会の開催

さらに、「ソーシャルワーク実習Ⅲ」では、実習期間中に、2日間の「帰校日指導」を設けている。これは、実習期間中を前・後半と区分すると、ちょうど前半終了時に設定している。実習前半のふり返りと、実習後半に向けての目標再修正等の機会と位置づけて実施している。

特徴の三つ目に、本学部におけるソーシャルワーカー養成教育の取り組みとして、コンピテンシー評価を用いた教育の開発<sup>8)</sup>が挙げられる。この取り組みは、社会福祉士・精神保健福祉士養成を主に担う本学部教員で構成されている実習会議メンバーを中心として2004(平成16)年度より実習教育の効果測定を試み、教育方法の検討が開始され、2006(平成18)年度には本学部の実習教育を中心としたコンピテンシー評価のあり方について検討することを目的に、概念整理と項目作成が行われた。以後、現在もコンピテンシー評価を用いた教育の開発とデータ蓄積に継続的に取り組んでいる。精神保健福祉士養成においても毎年度評価を実施し、データの蓄積とともに、同評価を用いた教育方法の開発の検討を行っている段階にある。今後は、蓄積されてきたデータをもとに、その分析にも取り組んでいく必要がある。

## 5 本学部の精神保健福祉士養成教育のめざすもの

本稿において、近年のわが国の精神保健福祉施策の動向を概観し、その一翼を担う精神保健福祉

士の養成教育について、主に、新たな教育カリキュラムにおける「精神保健福祉援助実習」の意義および位置づけを確認しながら、本学部における精神保健福祉士養成の取り組みをふり返った。それらをふまえ、今後の精神保健福祉士に求められる役割を展望した養成教育のあり方について、若干の考察を述べてみたい。

新たな教育カリキュラムの構成のなかの「実習・演習」については、講義系科目との連動を配慮しながら、「今後の精神保健福祉士に求められる役割」の、①医療機関等におけるチームの一員として、治療中の精神障害者に対する相談援助を行う役割、②長期在院患者を中心とした精神障害者の地域移行を支援する役割、③精神障害者が地域で安心して暮らせるよう相談に応じ、必要なサービスの利用を支援するなど、地域生活の維持・継続を支援し、生活の質を高める役割と、「今後の精神保健福祉士に必要とされる知識及び技術」の、①医療機関等における専門治療の特徴を踏まえ、関係職種と連携・協働する専門的知識及び技術、②地域移行の重要性、地域移行を促進するための家族調整や住居確保など、地域移行に係わる専門的知識及び技術、③包括的な相談援助を行うための、地域における医療・福祉サービスの利用調整、④就職に向けた相談・求職活動等に関する専門的知識及び技術、⑤ケアマネジメント、コンサルテーション、チームアプローチ、ネットワークング等の関連援助技術、の対応を図りながら、総じて、精神保健福祉士としての役割と知識・技術を実践的に習得できる科目の一つとして位置づけられている。これらを概観すると、現在および今後の精神保健福祉士に求められる役割を担うにおいて、既述のとおり、「地域を基盤とした」視点や姿勢、実践等が、ことさらに強調され、期待されてきていることが見てとれる。

精神保健福祉領域においても、全国各地において地域ケアの実践がさらに広がり始め、かつての地域作業所活動に代表されるような精神障がいのある人の地域生活の実現をめざした創意工夫による地域リハビリテーション活動が積み重ねられ、

現在に至っている。上野容子によると、地域ケアは、精神障がいのある人が、「1人ひとりの個別的で多様な生活様態を尊重し、希望する、実現したい目標に向かって、必要な制度的サービスや、関連分野のフォーマル・インフォーマルな社会資源・人的支援を提供し、1人の生活者として、市民として、地域生活や社会生活を営んでいけるように、地域を基盤としてさまざまな支援体制を整えていくことに意味がある」と述べており<sup>9)</sup>、障害者自立支援法成立から障害者総合支援法に至る現在において、地域ケア体制のさらなる充実を図るための実践が問われてくる。このように、わが国の精神保健福祉領域における地域ケアは、刻一刻と変化を続けているといえるが、法制度・サービスにのみよりどころを求めるのではなく、精神障がいのある本人や家族に対する個別支援を行いながら、とりわけインフォーマルな資源を積極的に利・活用し、地域のネットワークを育むことができるような地域ケア体制の構築に、精神保健福祉士として貢献すべく実践力を身につけられるような養成教育が求められるといえる。

このような実践力を身につけていくためのしつかりとした基盤づくり、換言すれば価値の部分を、学生の中に涵養することは重要であることが改めて確認された。一方で、本稿にてこれまで見てきたように、それらをいわゆる理論知にとどまらせていけば「実行する」「できる」レベルには至らず、「精神保健福祉援助実習」の場で初めて、学生は、リアリティの世界にふれることによって、習得していくことになるようである。精神保健福祉士養成に携わる教員として、法制度・サービスによって大きな変化を強えられる実践現場の状況について、学生とともに、人々の生活や命にかかわる厳粛な現場から学びを得ながら、精神障がいのある人の地域リハビリテーションに関与していく専門職として、リカバリー志向に基づく地域ベースの支援を担うことができるような教育が展開できるか否かが重要になると考える。

## 6 地域を基盤とする精神保健福祉士養成教育の今後の本学部の課題

2010（平成22）年の法改正による、より実践力のある知識と技術をもった精神保健福祉士の養成について、本学部における教育実践をふり返りながら、望ましい方向性を見据えた課題について整理を試みる。

まず、「精神保健福祉援助実習」にかかる取組み課題を2点ほど挙げる。

1点目は、学生の実習状況における学習支援についてである。本学部では、実習生は実習事後に自らの実習体験をふり返っていくための学習の一つとして、実習レポートを作成することになる。実習レポートで取り上げられているキーワードのなかで、「自己覚知」が多く見受けられる。自己覚知についての学びは、精神保健福祉士の資質として重要である。そこで、実習体験をとおして、自己覚知についての学びを得たうえで、あるいは学びを得ながら、そこに終始するのではなくさらに、制度やサービス、実習受け入れ機関等の理解、精神障がいのある利用者、家族等の理解、ソーシャルワークの理解、実習受け入れ機関の所在する地域の理解等、多少の偏りはあっても、バランスよく学ぶことのできるようなふみこんだ指導が求められると考える。このことは、例えば、実習巡回等の機会を活用し、担当教員が意識をして、効果的なアドバイスができるよう努めることのみならず、事前および事後指導においても、くり返し確認することが重要になるのではないかと考える。

2点目は、実習は、実習生と実習指導者、実習担当教員の三者関係によって成り立つものではなく、利用者である精神障がいのある人を含めた四者関係によって成り立つものであることを意識し、利用者にとどのように参加・協力をしてもらうのか、具体化していくことである。このことは、よき精神保健福祉士の育成は、誰のための、何のためのものであるかを考えれば当然のことになるが、実際は、本学部の教育実践においてもそうであるように、なかなか実態化がなされていない現状がある。この点を、今後改善していくヒント

に、クラブハウスモデルを用い、考えてみたい。例えば、クラブハウスモデルにおける「国際基準」には、「日中活動」を示す項目に、「メンバーは、クラブハウスの中のすべての作業に参加する機会を与えられる。それらの作業は、運営、調査、新メンバーの受け入れ・オリエンテーション、訪問援助、スタッフの採用・研修・評価、広報活動、権利擁護（運動）、クラブハウスの有効性を評価することを含む」<sup>10)</sup>がある（文中の下線は筆者が加筆した）。精神保健福祉士として、精神障がいのある人一人ひとりと向き合い、各々の希望する、実現したい目標に向かって、必要な制度やサービス、人的支援を含む社会資源を提供し、1人の生活者として、市民として、地域生活や社会生活を営んでいけるように地域を基盤とした精神保健福祉ソーシャルワークを進めていく専門職になろうとすれば、よりよい人材確保のための養成教育は、実習の段階から、この四者関係によって進めていくことが、重要になってくるように思う。加えて、カリキュラム全体に関する課題として、実習・演習科目と講義系科目との有機的な連動性について、具体的な教育実践が求められている。

以上、総じて、これらの課題はあたりまえのことではあるが、大学在学中の4年間で獲得できるものではない。したがって、生涯研修の観点から、スーパービジョンの意義および目的をより重視した教育を、担当教員がなお一層意識をし、展開していくことが重要になる。養成教育課程と卒後研修を有機的に結びつけたスーパービジョン体制を構築することが求められるのである。そして、ここには、実践現場との協働なしには成し遂げられない有意義な「精神保健福祉援助実習」の実施と、よりよい人材を養成・育成するという共通の目標に向かって、今後もさらに、実習巡回や事前訪問等の機会の積極的活用によって、実践現場との協議・検討をとおして、共通理解の場を増やしていきたいよう努力していきたいと考える。

## おわりに

これまで、本学部の精神保健福祉士養成の目標を「さまざまな社会福祉ニーズに柔軟に対応できる専門知識や技術を身につけ、豊かな人間性と人権感覚を備えた社会福祉専門職を養成することを目的とする。精神保健福祉に関連するさまざまな機関・施設を含めた“地域”を基盤として、精神障害者の生活を支える社会福祉実践力を身につけた精神保健福祉士育成を目指す」として立ち上げて展開してきた。これまでの精神保健福祉士養成の取り組みを立ち上げ期であるとすれば、これからの新たなカリキュラムで展開されていく精神保健福祉士養成を展開期としてとらえ、地域を基盤とした実践力を身につけることのできる精神保健福祉士養成の教育内容を常にふり返りながら、取り組んでいかなければならない。

本稿における若干の検討および考察を、今後、具体的に展開していくためには、山口県下の実習指導者と議論を重ねながら、よりよい精神保健福祉士を養成・育成するという共通の目標に向かって、歩を進めていきたい。

## <注>

- 1) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 (2010)「精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」。
- 2) 日本精神保健福祉士協会／日本精神保健福祉士養成校協会編集 (2013)『教員と実習指導者のための精神保健福祉援助実習・演習』中央法規、p 7。
- 3) 前掲書2) の p 7。
- 4) 前掲書2) の p 7。
- 5) 宮崎まさ江他 (2004)「精神保健福祉援助実習前と後における学生の意識調査」『長野大学紀要 第26巻第2号(通巻第99号)』pp7-18。
- 6) 日本精神保健福祉士協会／日本精神保健福祉士養成校協会編集 (2013)『教員と実習指導者のための精神保健福祉援助実習・演

習』中央法規、p 8。

- 7) 山口県立大学社会福祉学部精神保健福祉士養成課程実習マニュアル作成委員会(2012)『ソーシャルワーク実習ハンドブッカー精神保健福祉士養成課程編一』p 1。
- 8) 山口県立大学社会福祉学部 (2012)「YPU-GP 『新カリキュラムにおけるソーシャルワーク実習教育内容の効果測定と妥当性の検証』報告書」pp67-80。
- 9) 上野容子「包括的地域ケアをめぐる動向と実践の方向性」(2013)『精神科臨床サービス 第13巻 第4号』星和書店、pp424-429。
- 10) 窪田暁子訳監修 (2011)「クラブハウス国際基準」。

## <参考文献等>

- ・厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課監修 (1998)『精神保健福祉士法詳解』ぎょうせい。
- ・社団法人日本社会福祉士会・公益社団法人日本精神保健福祉士協会他共編 (2013)『躍進するソーシャルワーク活動 「震災」「虐待」「貧困・ホームレス」「地域包括ケア」をめぐる』中央法規。
- ・社団法人日本精神保健福祉士協会 (2011)『精神保健福祉 88 特集 変わる養成課程 変わらない思い 第42巻第4号』へるす出版。
- ・精神保健福祉白書編集委員会編集 (2013)『精神保健福祉白書 2014 年版 歩み始めた地域総合支援』中央法規。
- ・日本精神保健福祉士養成校協会編集(2012)『新・精神保健福祉士養成講座9 精神保健福祉援助実習指導・実習』中央法規。
- ・福祉臨床シリーズ編集委員会編集・河合美子責任編集 (2012)『精神保健福祉援助実習【精神保健福祉士シリーズ11】』弘文堂。



**A Study on the Commitment to Psychiatric Social Worker Training Education for Community-based in Yamaguchi Prefectural University Faculty of Social Welfare — For Further Improvement of Training Education —**

**Takeshi TAKAKI  
Masae MIYAZAKI**

We have set as an educational philosophy of four "respect for humanity", "emphasis on the point of view of consumers," "coexistence with local communities" and "Responding to globalization", the Yamaguchi Prefectural University, meet the needs of local it is working on professional education in the field of culture and health of citizens daily with the aim can be a "regional contribution universities".

In addition, having a wide expertise and field of view that can accommodate a variety of welfare needs in the community, Faculty of Social Welfare the author belongs is intended to develop human resources that combines practical skills towards problem-solving related to welfare.

In this paper, after reviewing the professional education for psychiatric social worker, it is considered that education for developing human resources that can play a role on community based support aiming for recovery-minded is important. Therefore, It is examined on reinforcing educational training before and after psychiatric social work practicum and building practical education.

Keywords: Community based practice, Psychiatric social worker , Training education

